

M&A支援機関登録制度 実績報告等について

中小企業庁 財務課

M&A支援機関登録制度の概要

- 令和3年4月、中小M&Aを推進するため今後5年間に実施すべき官民の取組を「中小M&A推進計画」として取りまとめ。2021年度中に、①M&A支援機関の登録制度の創設、②登録したM&A支援機関による支援を巡る問題等を抱える中小企業等からの情報提供を受け付ける窓口の創設に取り組むこととされた。

登録制度の対象

フィナンシャル・アドバイザー(FA)業務又は仲介業務を行う者

※業種を問わない。例えば仲介業務を行っている金融機関も対象。
デュー・ディリジェンス(DD)のみを行う士業等専門家などは対象ではない。

登録事業者を求める対応

- ① 登録要件を充足している旨を自社HPで掲載
- ② 登録要件を充足している旨を顧客に書面等で事前説明
- ③ **当該年度の中小M&Aの支援実績を翌年度に報告**

主な登録要件

中小M&Aガイドラインの遵守を宣誓すること

中小M&Aガイドラインにおいて定める事項のうち、

- ①具体的な行動が規定されているもの（「必要」「すべき」等）
- ②利益相反、専任条項、テール条項に関するもの
⇒ ①②はガイドラインそのままの遵守
- ③訓示的な内容（「望まれる」「留意すべき」「必要に応じて」等）
⇒ ③はガイドラインの趣旨に則った遵守

中小企業者等からの情報提供受付窓口

登録M&A支援機関が取り組む中小M&A支援に関する不適切な事案等に関する情報を受付。

受け付けた情報については、情報提供者等が特定されないことと留意しながら、不適切事例として他の中小企業者への注意喚起などに用いる。

※事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用型)において、FA又は仲介に係る手数料は、登録FA・仲介業者に係るもののみを補助対象
(令和3年度当初予算から)

M&A登録支援機関制度 実績報告の概要

(1) 報告対象者

FA・仲介業者2,823者

(2021年度末時点で、M&A支援機関登録制度に登録のあったFA・仲介業者)

(2) 報告対象案件

2021年4月1日～2022年3月31日にFA業務または仲介業務を提供する契約を締結し、M&Aの最終契約に至った案件

(3) 報告対象となる「中小M&A」

資本金1億円以下の法人、または個人事業主を当事者とするM&A

(4) 報告M&A件数

2,823者のうち、報告対象期間に成約実績のあった723者※より、

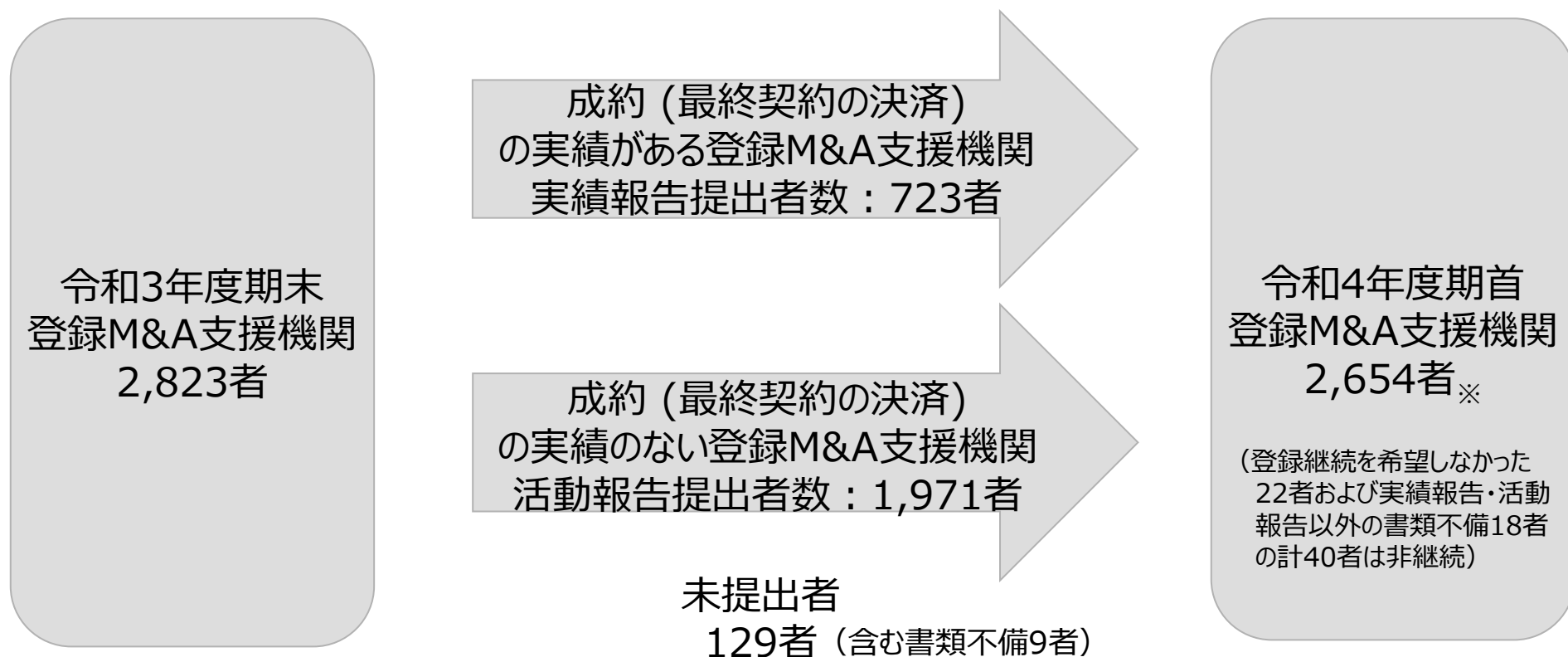
譲渡側：3,403件

譲受側：3,275件

※成約実績の無い1,971者は活動報告を提出。未提出の129者は登録解除。

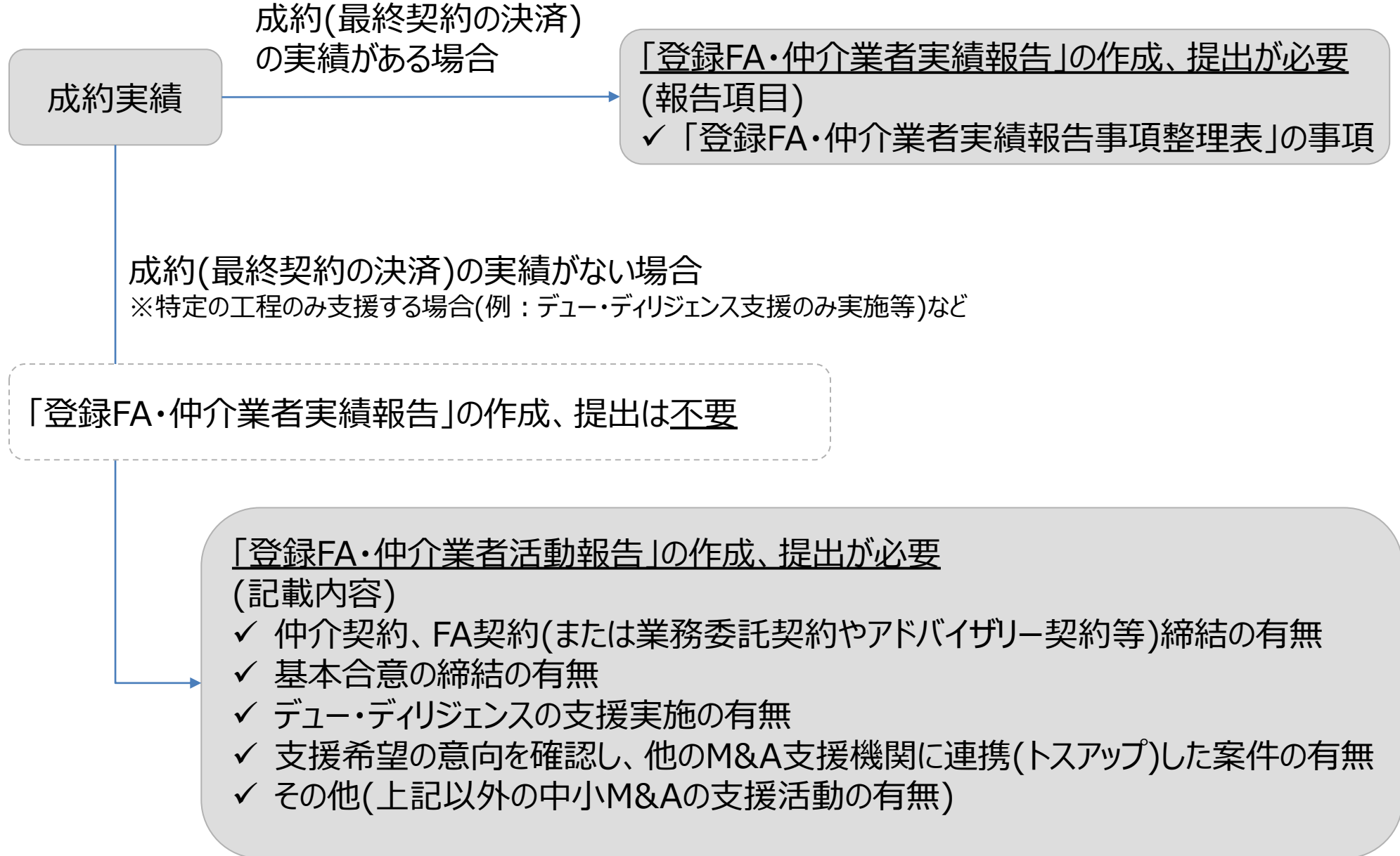
(参考) 登録M&A支援機関の実績報告・活動報告提出状況

- 令和3年度の実績報告等において、登録M&A支援機関のうち、723者が成約(最終契約の決済)の実績があるとして、実績報告を提出。
- 成約の実績のない登録M&A支援機関も、1,971者がM&Aに関する活動を行ったものとして、活動報告を提出。



※実績報告または活動報告の報告時に、「登録継続申請書」を提出することにより、令和4年度の登録継続が可能。

(参考) 登録M&A支援機関の実績報告等の流れについて



M&A登録支援機関制度 実績報告の結果について

1. M&A件数 (3,403件)※

報告された件数をもとに契約数、M&A件数のほか、「FA/仲介の別」、「M&Aの形態別」、「M&A支援機関の種類別」の構成比について報告。

2. 譲渡価額と財務数値との関係性 (443件)※

株式譲渡価額(株価)の水準を判断する際に一般的に用いられる指標であり、実績報告において報告された財務指標を用いて分析が可能な「PBR」を用いて、業種別や純資産規模別に株式譲渡価額の水準を報告。

3. 報酬

報酬は、受領するタイミングによって、主に「着手金」、「中間金」、「成功報酬」に分けられるが、M&A支援機関によって報酬体系が異なることから、報酬の内訳や水準等について報告。

- 報酬の内訳 (425件)※
- 株式譲渡価額と報酬率 (440件)※
- 企業価値と報酬率 (427件)※

※括弧内の数字は分析に用いた対象件数(サンプル数)。

実績報告においては、「補助金事業対象者以外」のM&A成約案件は、18項目中11項目が任意報告となっている。

そのため、上記分析項目のうち、「2. 譲渡価額と財務数値との関係性」および「3. 報酬」の分析結果については、一部のM&A支援機関から提供された成約案件をサンプルとして、分析した結果となっていることに留意が必要。

実績報告の項目について

- 実績報告では、事業承継・引継ぎ補助金を活用した案件については、下記17項目を必須の報告項目とし、それ以外の案件については、一部任意での報告とした。

■報告項目

No.	項目	補助金事業対象者	補助金事業対象者以外
A	成約した年月	◎	◎
B	M&Aの形態	◎	◎
C	財務デューデリジェンスの結果の把握の有無	◎	◎
1	成約した事業者名	顕名報告	匿名報告 (顕名での報告は任意)
2	FA／仲介の別	◎	◎
3	譲渡側／譲受側の別	◎	◎
4	業種	◎	◎
5	資本金額	◎	○
6	従業員数	◎	○
7	所在する都道府県	◎	◎
8	経営者の年齢	◎	○
9	譲渡価額／譲受価額	◎	○
10	譲渡側の純資産	◎	○
11	譲渡側の純利益	◎	○
12	譲渡側の純借入債務(借入金-現金預金)	◎	○
13	報酬総額	◎	○
14	相談の端緒の別	◎	○
15	備考(特記すべき情報)	○	○

(注)◎は必須、○は任意の報告項目

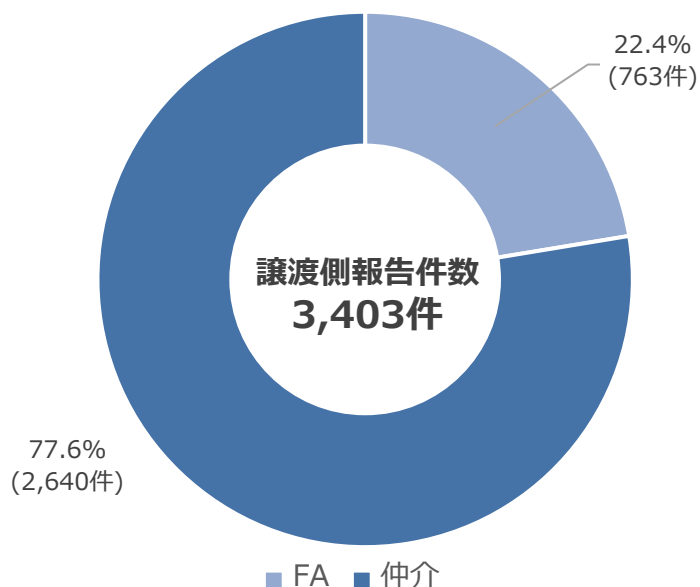
1.M&A件数（FA/仲介の別）

- 実績報告で報告された契約数は合計で6,678件、うち譲渡側が3,403件、譲受側が3,275件。
- M&A件数のFA/仲介別では、譲渡側・譲受側、共に「仲介」が約 8 割、「FA」が約 2 割の構成比となっている。

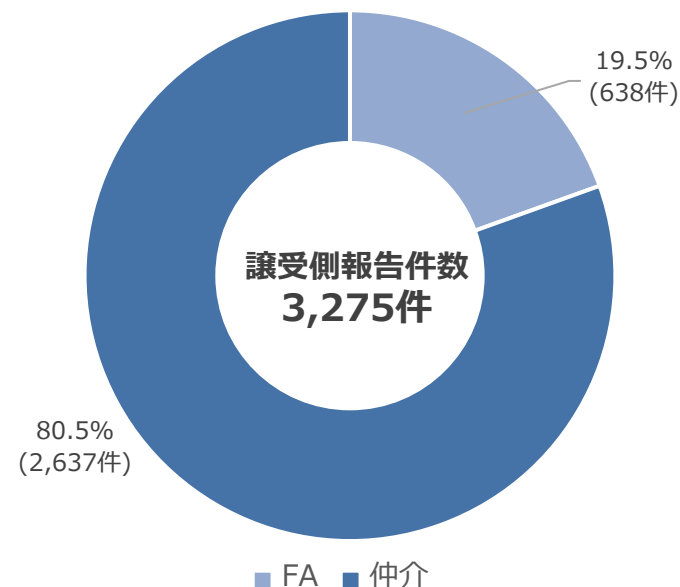
	FA合計			仲介合計			合計
		単独FA	共同FA		単独仲介	共同仲介	
譲渡側	763	677	86	2,640	2,492	148	3,403
譲受側	638	590	48	2,637	2,493	144	3,275
合計	1,401	1,267	134	5,277	4,985	292	6,678

(件)

【譲渡側】 FA/仲介の別



【譲受側】 FA/仲介の別

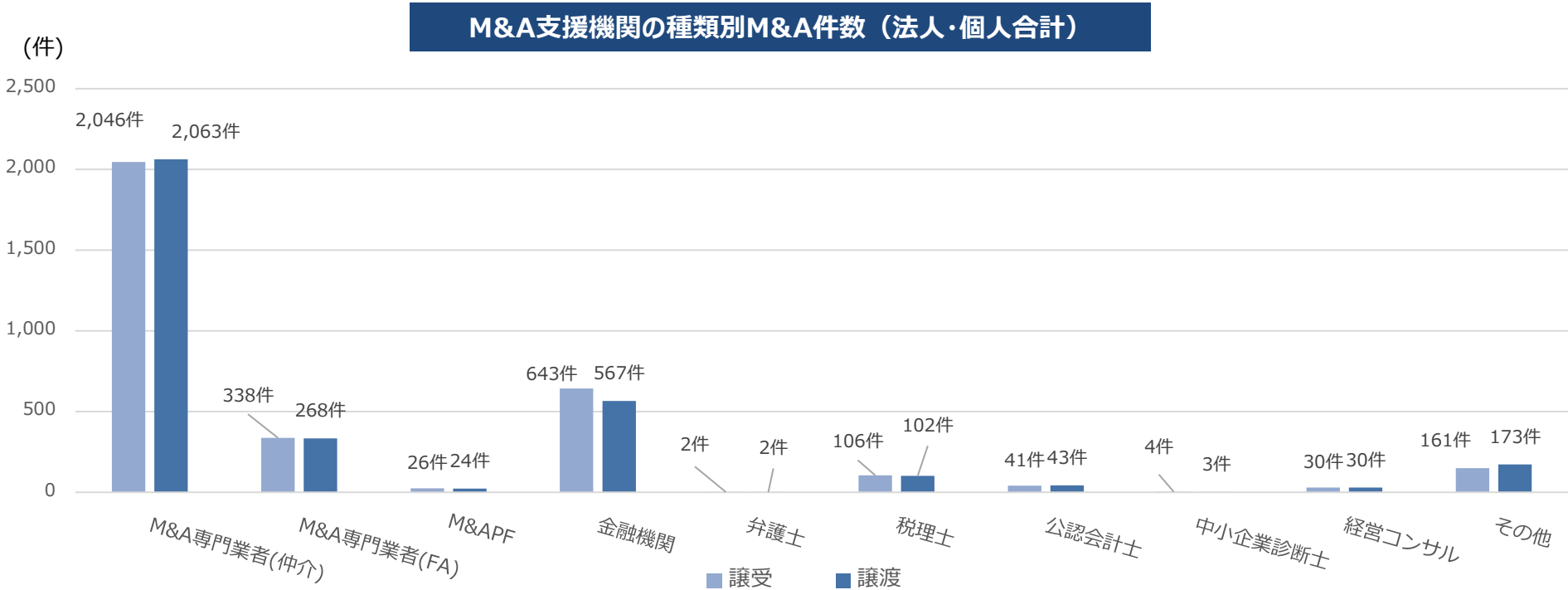


1.M&A件数（M&A支援機関の種類別）

- M&A支援機関の種類別にみると、M&A専門業者（仲介）の件数が最も多く、金融機関が次ぐ。

	M&A専門事業者			士業					その他		合計	(件)
	仲介	FA	M&APF	金融機関	弁護士	税理士	公認会計士	中小企業診断士	経営コンサル	その他		
譲渡側	2,046	338	26	643	8	106	41	4	30	161	3,403	
譲受側	2,063	268	24	567	2	102	43	3	30	173	3,275	
合計	4,109	606	50	1,210	10	208	84	7	60	334	6,678	

※M&APF・・・M&Aプラットフォーム

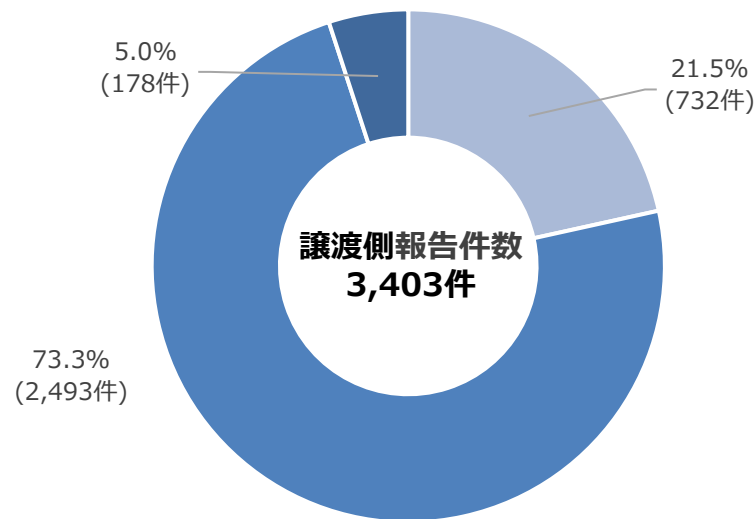


1. M&A件数（M&Aの形態別）

- M&A形態別にみると、譲渡側では株式譲渡が2,493件、事業譲渡が732件。
- 構成比は、譲渡側・譲受側共に「株式譲渡」が7割強、次いで「事業譲渡」が2割強。

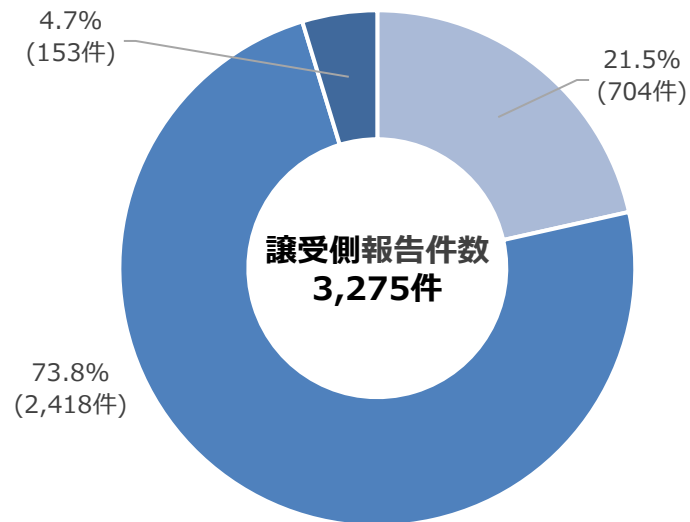
	事業譲渡	株式譲渡	その他計	吸収合併	吸収分割	株式交換	株式移転	新設合併	その他	合計	(件)
譲渡側	732	2,493	178	10	32	3	3	0	130	3,403	
譲受側	704	2,418	153	13	17	3	1	0	119	3,275	
合計	1,436	4,911	331	23	48	6	4	0	249	6,678	

【譲渡側】 M&A形態別の構成比



- 事業譲渡
- 株式譲渡
- その他(吸収合併、吸収分割、株式交換、株式移転、新設合併等)

【譲受側】 M&A形態別の構成比

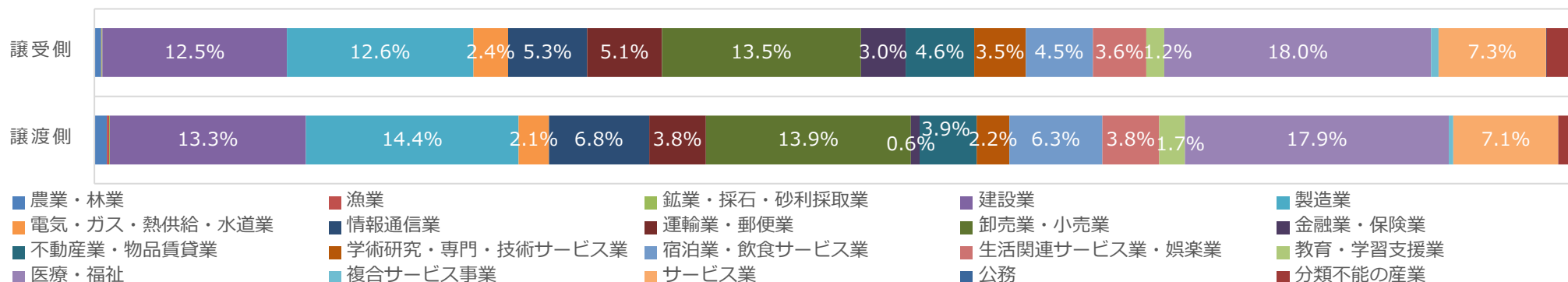


- 事業譲渡
- 株式譲渡
- その他(吸収合併、吸収分割、株式交換、株式移転、新設合併等)

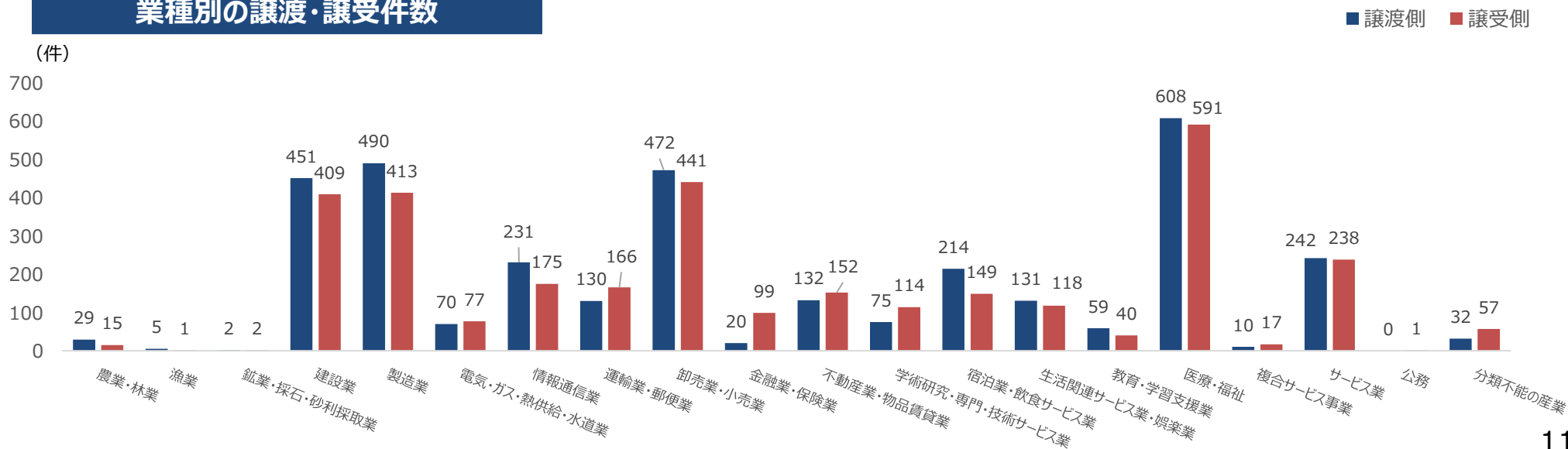
1.M&A件数（業種別）

- 業種別のM&A件数の内訳は下記の通り。「医療・福祉」、「卸売業・小売業」、「製造業」、「建設業」が他業種と比較して多い傾向が見られる。

業種別の譲渡・譲受構成比

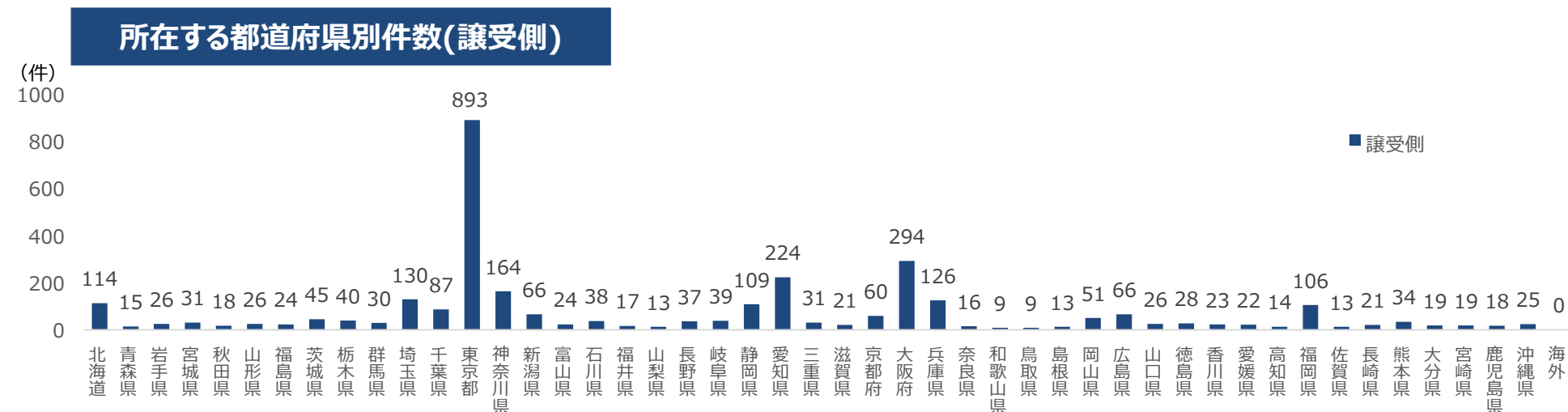
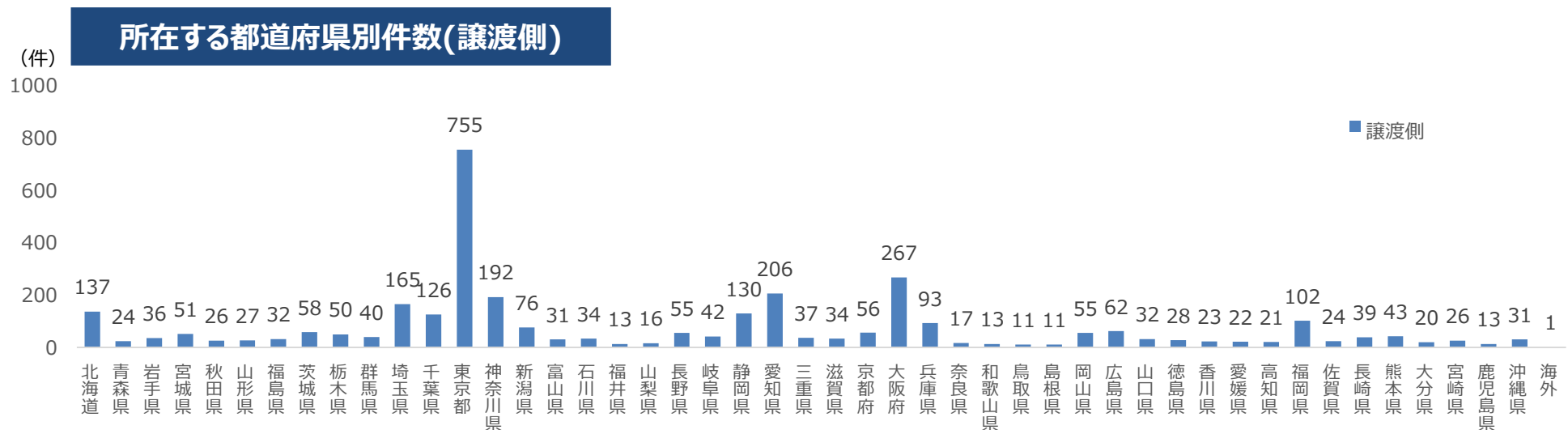


業種別の譲渡・譲受件数



1.M&A件数（都道府県別）

- 所在する都道府県別のM&A件数をみると、特に東京都が多く、次いで大阪府、愛知県、神奈川県、埼玉県、北海道、静岡県と続く。



2.譲渡価額と財務数値との関係性

- 株式譲渡の譲渡側案件のうち、譲渡価額や財務数値(純資産)の分析に必要なデータの報告があった443件を対象として、譲渡価額の水準について分析。
- なお、譲渡価額の水準を分析する指標として、実績報告において報告された財務指標を用いて分析が可能な「PBR」を用いた。

PBR(株価純資産倍率):Price Book-value Ratio

PBRは、株式譲渡価額が純資産の何倍と評価されているかをみる指標

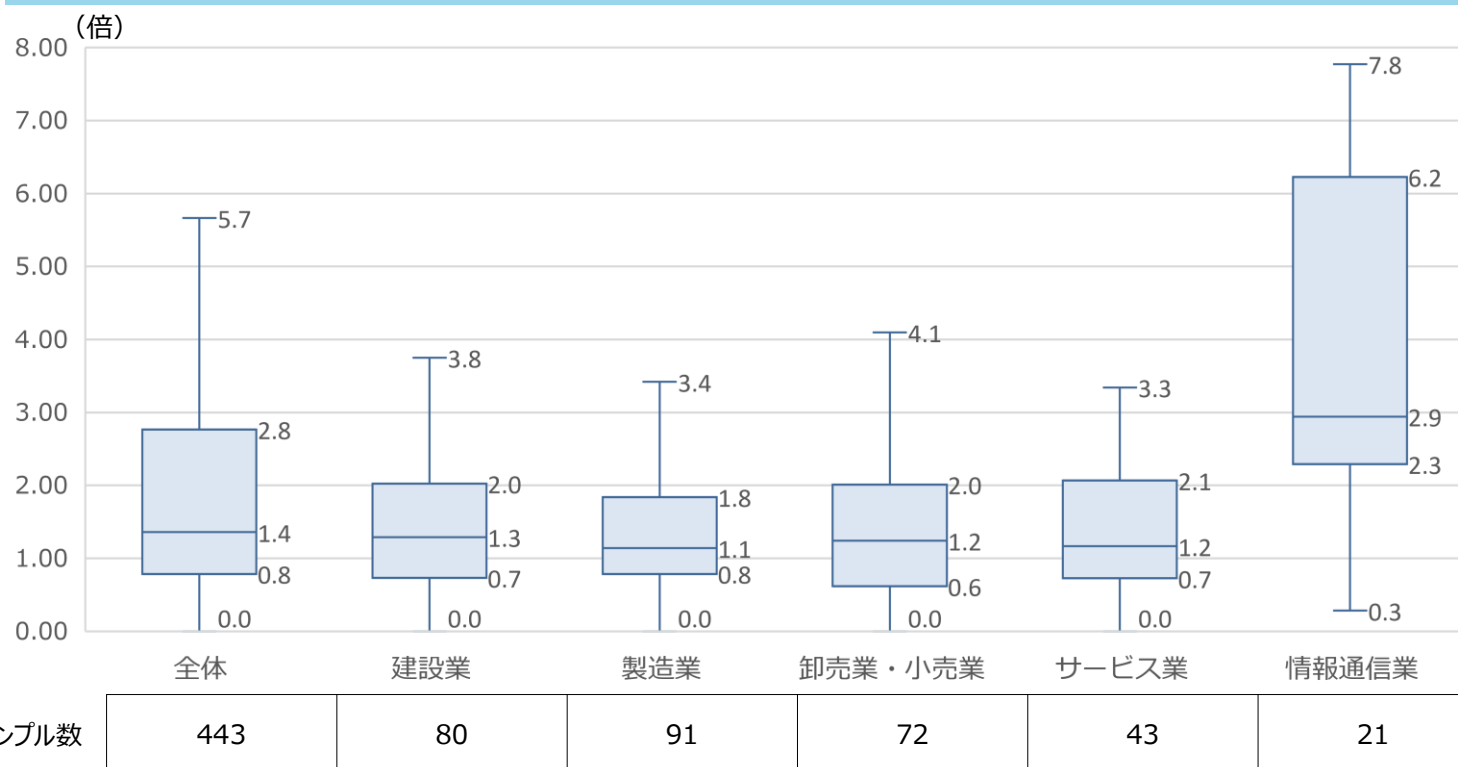
資産と負債の差額である純資産は、資産を全て売却して負債を返済した後に手元に残る金額、すなわち会社の解散価値を表すことから、会社の解散価値を判断する目安として利用されることがある。

$$\text{PBR(倍)} = \frac{\text{株式譲渡価額}}{\text{純資産}} = \frac{\text{株価}}{\text{1株当たり純資産}}$$

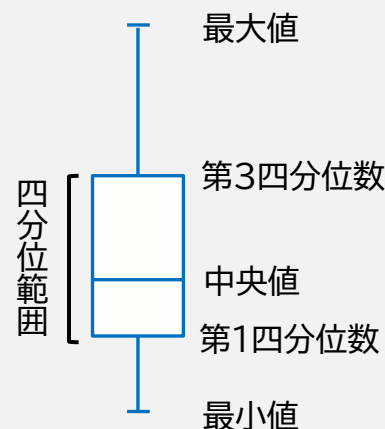
※報告された純資産は帳簿価額上の純資産が記載されているものとDDによって時価を反映して記載されているものが混在する点は留意。
支援機関がDDの内容を把握している割合は全体の70%程度との報告結果を得ている。

2.譲渡価額と財務数値との関係性 PBRの分布状況（主要な業種別）

- PBRの分布状況について、データを小さい順に並べ、それぞれ小さい方から第1四分位数(25%値)、第2四分位数(中央値)、第3四分位数(75%値)にデータの数で4等分した区切り値(25%、50%、75%)で分布状況を確認する。
- 分析可能な443件の分布状況を見ると、第1四分位0.8倍～第3四分位2.8倍に分布し、中央値は1.4倍となっている。
- 主要な業種別にみると、概ね全体の分布状況と同様の傾向が見られるものの情報通信業のように、業種によっては全体とは異なる傾向がみられる。



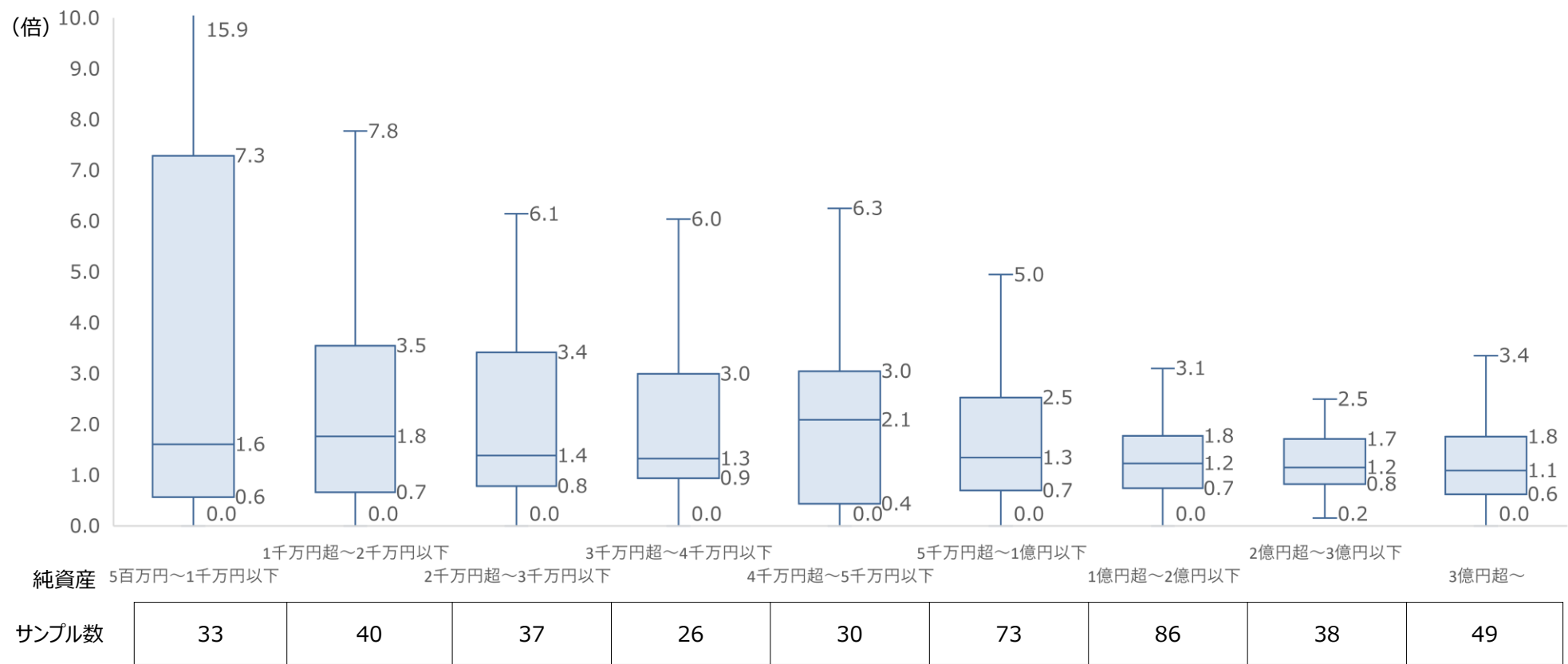
【グラフの見方】



(注)外れ値がある場合、最大値、最小値の線は、四分位範囲の1.5倍を限度に表示。このページ以降のグラフも同様

2.譲渡価額と財務数値との関係性 純資産規模別PBRの分布状況

- 純資産規模別のPBRの分布状況について、純資産が1千万円超の区分でみると、第1四分位0.4倍程度～第3四分位3.5倍程度の範囲で分布。
- 各区分の中央値をみると、1倍～2倍程度の範囲で分布。なお、純資産が少ない案件は、PBR倍率が過大になる傾向にあるため、純資産500万円未満の案件を除いて下記に示す。
- なお、支援形態別(仲介とFA等)に比較しても、特徴的な差は見られなかった。



3.報酬 報酬の内訳や報酬体系について

- M&Aに係る報酬は、M&A支援機関が当該報酬を受領するタイミングによって、主に着手金、中間金、成功報酬の3つに分類できる。そのため、報酬総額は、着手金、中間金、成功報酬の合計額となる（なお、着手金・中間金の代替として月額報酬を用いるケースもある。）。
- 成功報酬では、多くのM&A支援機関がレーマン方式を採用している。ただし、報酬基準額として採用する基準がそれぞれのM&A支援機関によって異なるため、留意が必要となる。主に使われている報酬基準の例は以下のとおり。

主に使われている報酬基準額の例 （成功報酬＝報酬基準額×報酬率） ※①～④は一例で他のケースもある

①株価レーマン＝株式価額

②オーナー受取額レーマン＝株式価額＋役員借入金

③企業価値レーマン＝株式価額＋ネット有利子負債

※ネット有利子負債＝有利子負債－現預金等

④移動総資産レーマン＝株式価額＋有利子負債＋その他の負債

- レーマン方式では、右表のようなレーマンテーブルが設定されており、報酬基準額の最小範囲に対応する報酬率として、「5%」が設定されていることが多く、また、報酬基準額が大きくなるにつれて報酬率は下がる設定となっているのが一般的。

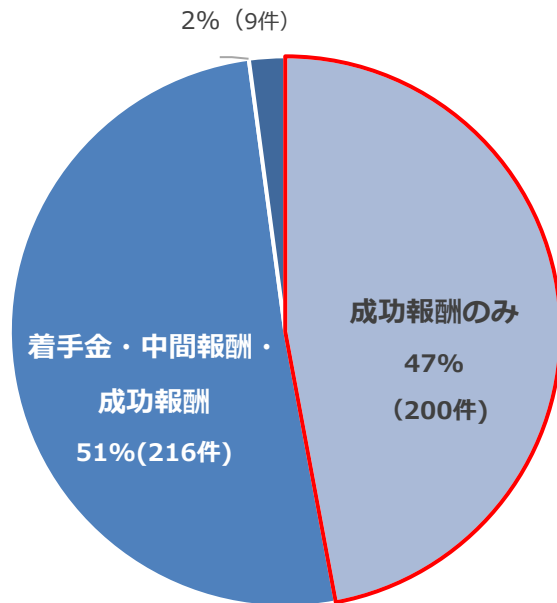
報酬基準額	報酬率
5億円以下	5%
5億円超～10億円以下	4%
10億円超～50億円以下	3%
50億円超～100億円以下	2%
100億円以下	1%

- 上記のほか、報酬の最低額として最低報酬を設定しているM&A支援機関もある。

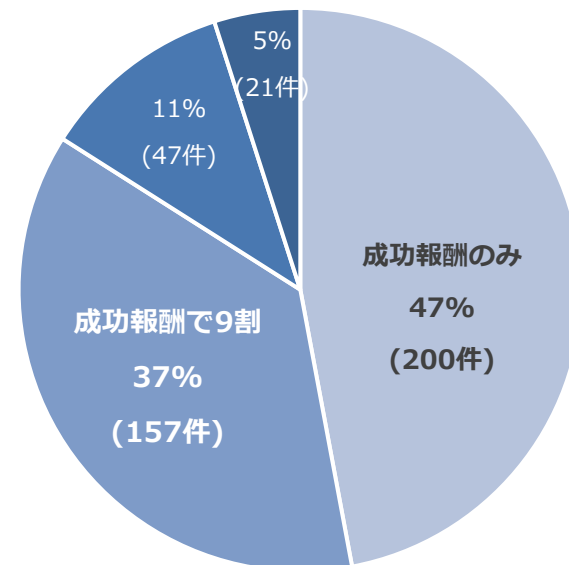
3.報酬 報酬の内訳や報酬体系について

- 株式譲渡の譲渡側の案件のうち報酬の内訳が分かる425件を対象に、着手金、中間金、成功報酬に分けてみると、225件(52.9%)が最終契約締結前に着手金、中間金として報酬の一部を受領。また、残りの200件(47.1%)は、最終契約時に成功報酬のみを受領。
- 着手金、中間金として一部受領しているM&A支援機関も含め、報酬金額の大部分は成功報酬として受領。

報酬の内訳

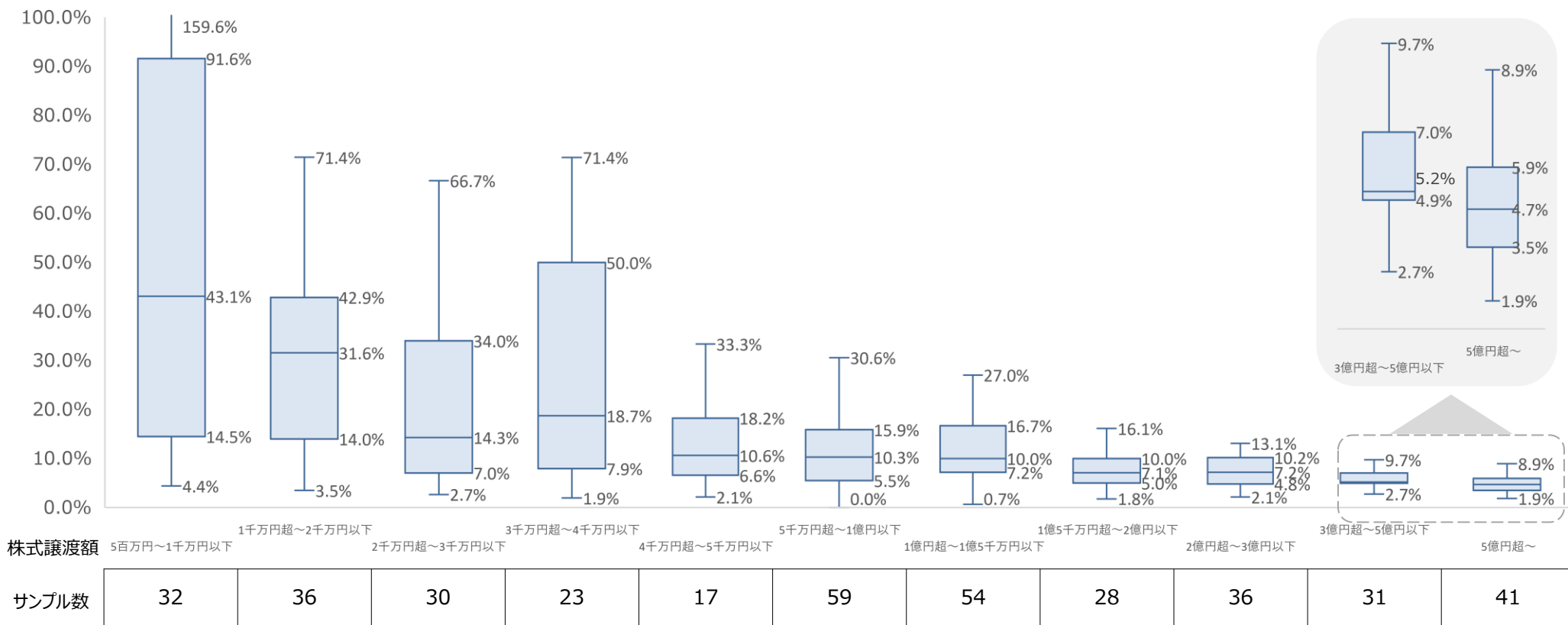


報酬額のうち成功報酬の割合



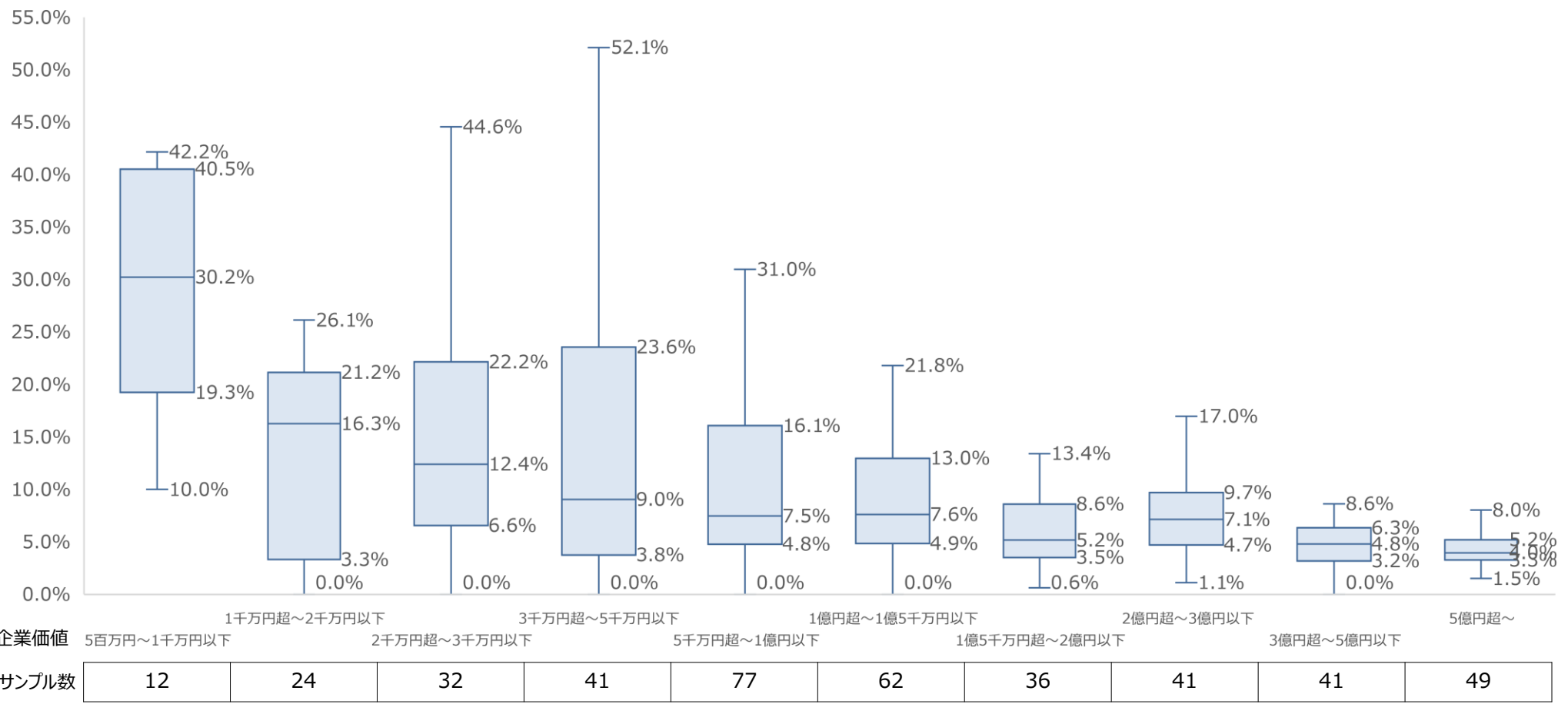
3.報酬 株式譲渡額区分別の報酬率の分布

- 株式譲渡額区分別に報酬率(株式譲渡額に対する報酬総額)の分布状況をみると、譲渡額が少額な区分ほど報酬率の割合が高くなる傾向。株式譲渡額の大小に関わらず、M&Aプロセスにおいては一定の支援工程を要することや再生案件などにおいても報酬が生じるためと推察される。
- 株式譲渡額が4千万円を超過すると報酬率の中央値は10%程度となり、さらに高くなるに従い、5～7%程度へと低下していく傾向がみられる。



3.報酬 企業価値区分別の報酬率の分布

● 企業価値（株式価額＋ネット有利子負債）区分別に報酬率(企業価値に対する報酬総額)の分布状況をみると、株式譲渡額と同様に少額な区分ほど報酬率の割合が高くなる傾向にあり、企業価値が3千万円を超過すると報酬率の中央値は10%程度を下回り、さらに高くなるに従い、4～8%程度へと低下していく傾向がみられる。



(補足資料) 手数料に関するアンケート調査 概要

(1) 調査対象者

登録FA・仲介業者2,823者のうち、実績報告のあった719者にアンケートを実施し、460者が回答（回答率 64%）

(2) 調査目的

M&Aプロセスにおける手数料には、M&A支援機関と仲介契約・FA契約を締結する際に発生する「着手金」や、売り手と買い手がM&Aの基本条件を合意した時点で発生する「中間金」、案件終了時に発生する「成功報酬」などの手数料があることに加え、報酬の最低金額として最低手数料を設定している場合もある。

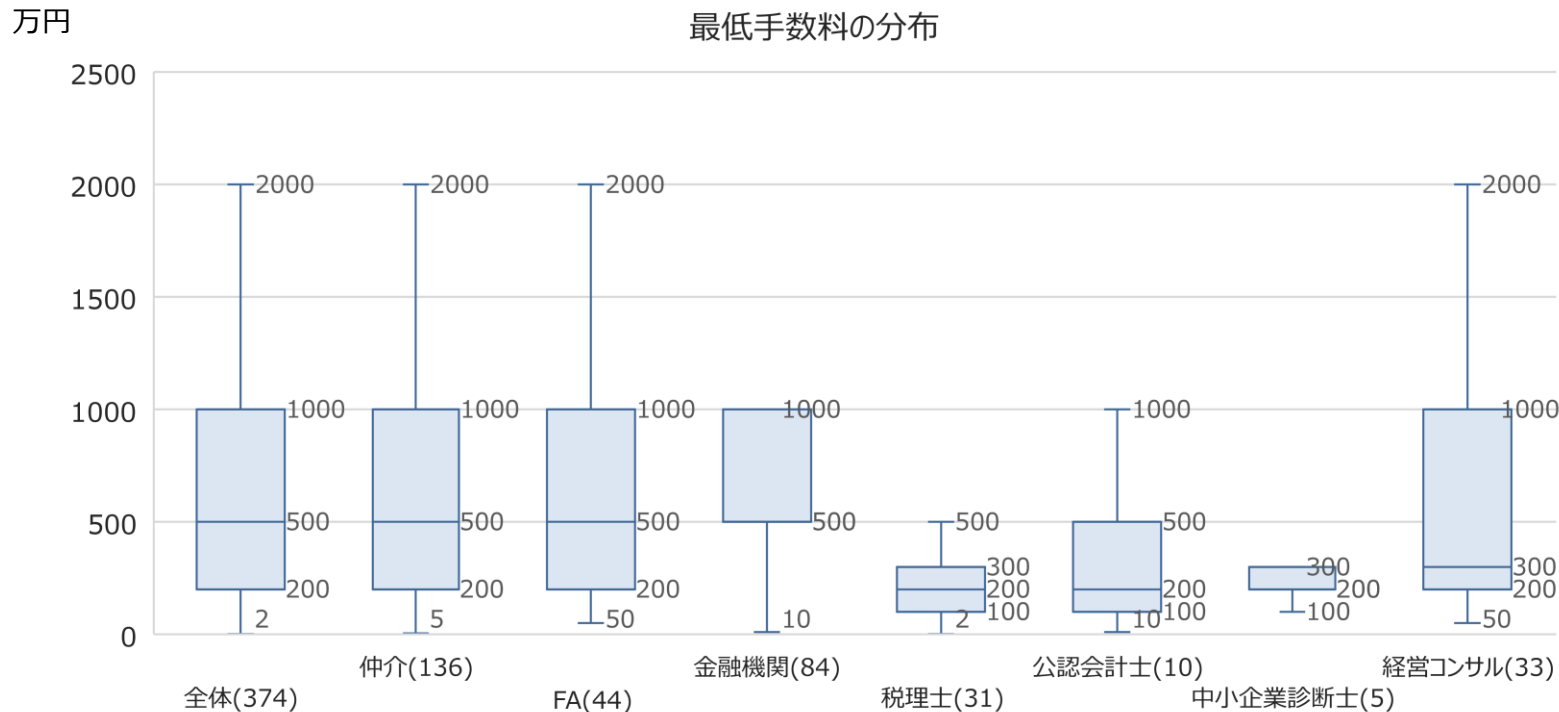
また、専門業者や金融機関、士業等専門家など、様々な業種・業態のM&A支援機関があることから、M&Aプロセスにおける手数料体系や手数料の算定方法も様々となっている。

本アンケート調査は、これまでM&A支援機関の手数料体系等について、M&A業界を通じて実態の把握をするために実施したもの。

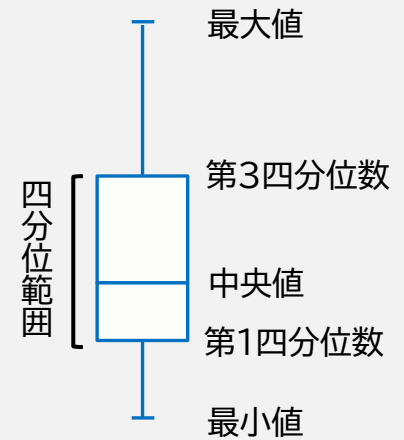
手数料に関するアンケート調査（支援機関別 最低手数料の分布）

- アンケート回答者のうち最低手数料を設定している385者(全体に対する割合は84%)。そのうち、最低手数料金額の回答があった者(374者)の金額分布をみると、全体の中央値が500万円。
- 仲介やFAといったM&A専門業者や金融機関以外の税理士や公認会計士、中小企業診断士では、最低手数料を500万円よりも低い水準に設定している傾向がみられる。

最低手数料の分布



【グラフの見方】

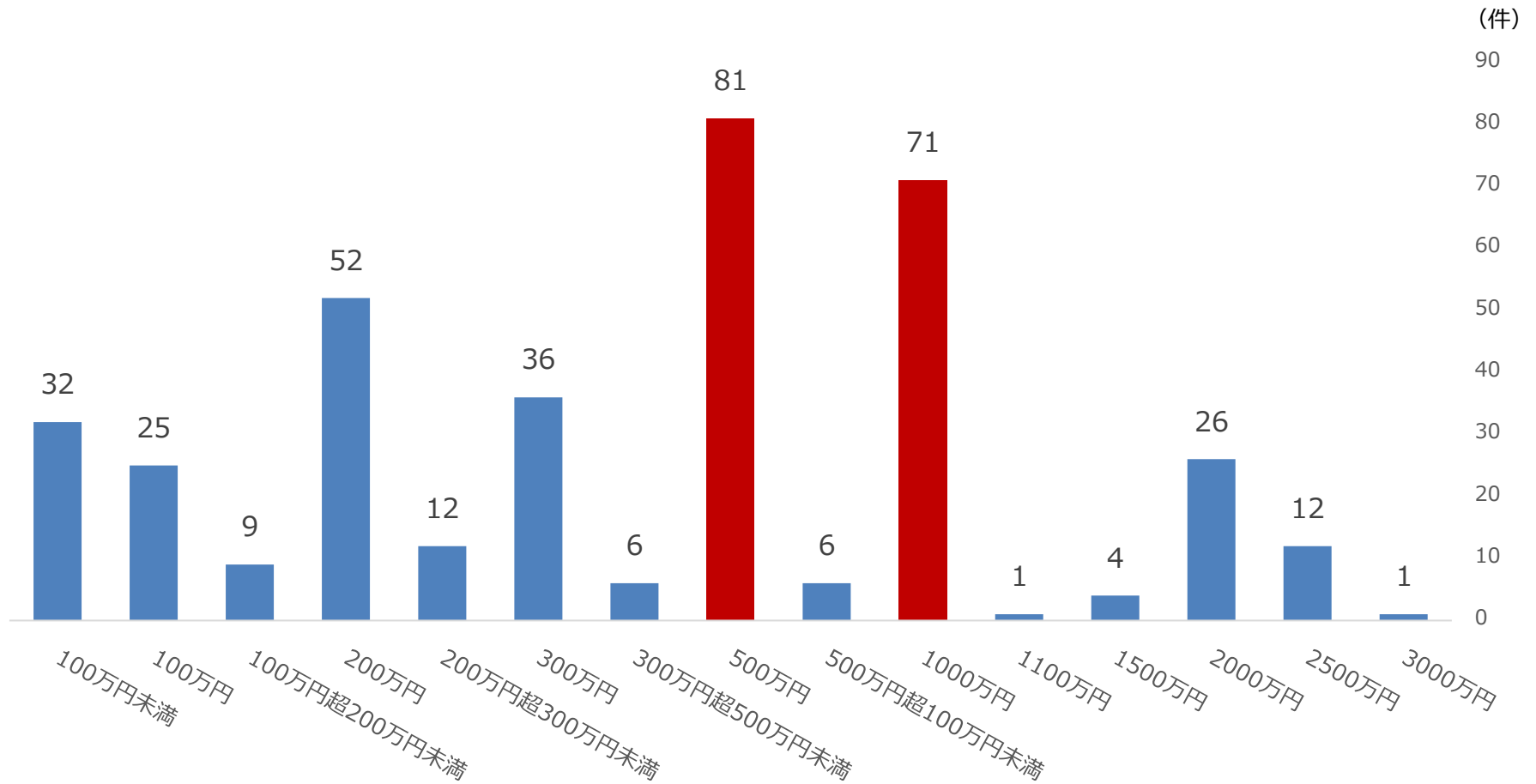


(注) 外れ値がある場合、最大値、最小値の線は、四分位範囲の1.5倍を限度に表示

手数料に関するアンケート調査（金額別 最低手数料の分布）

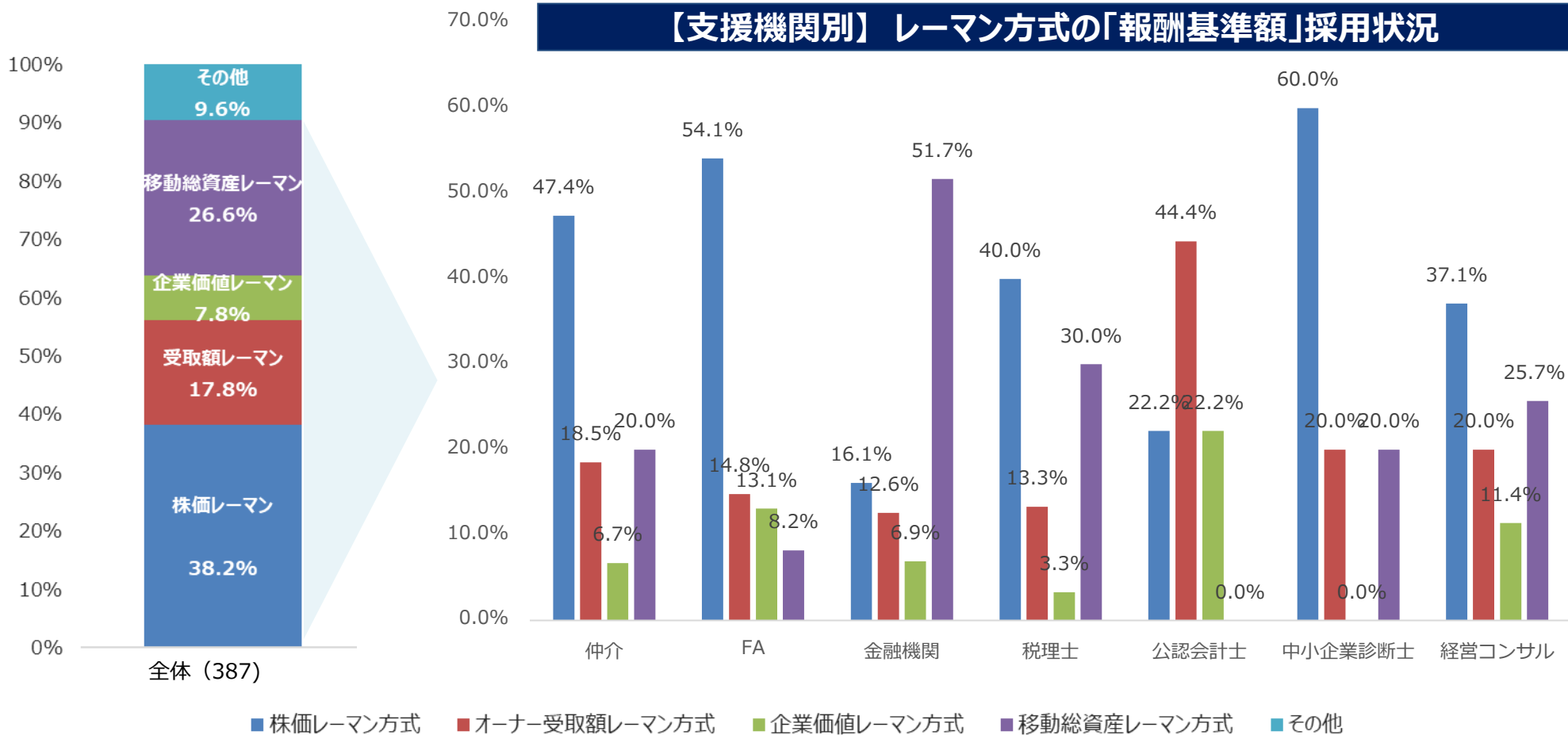
- 金額別に最低手数料の分布をみると、500万円が最頻値。次いで1,000万円の設定をしている支援機関が多い。

最低手数料の分布



レーマン方式の採用状況 報酬基準額の算出方式

- 成功報酬の算出でレーマン方式を採用している割合は、全体で**84.1%**。
- レーマン方式を採用していると回答した387者を対象に、「報酬基準額」×「報酬率」にて成功報酬を算出する際、「報酬基準額」としてどのレーマン方式を用いるかを確認したところ、全体では「**株価レーマン**」が38.2%と最も多い。



（参考）実績報告資料中の用語について

【契約数】

実績報告で報告されている件数は、FAや仲介業者であるM&A支援機関が譲渡側（売り手）または譲受側（買い手）との間でFA業務や仲介業務に関して契約を締結し、最終的に譲渡対価の支払いが行われた中小M&Aの成約実績が報告されていることから、ここでは「報告数＝契約数」として扱う。

【M&A件数】

FAの場合、譲渡側と譲受側のそれぞれにFAがつくことも多いことから、1件のM & Aに対して2者のFAが譲渡側・譲受側に対してそれぞれ契約し、契約数は2つとなる。仲介の場合は、譲渡側と譲受側の間に1者の仲介業者が入るものの、仲介業者は譲渡側と譲受側のそれぞれに対して契約することから、仲介の場合も1件のM & Aに対して契約数は2つとなる。また、1つの案件に対して買い手である譲受側の契約数は複数となる可能性があるが、売り手である譲渡側は1者であるとの前提を置き、ここではF A・仲介に関わらず、売り手である譲渡側にフォーカスして、「譲渡側が契約した契約数＝M & A件数」として扱う。

【報酬】

実績報告では、報酬総額の内訳について、報酬の受領タイミングにより「FA契約・仲介契約締結時等の報酬額」、「基本合意締結時等の報酬額」、「最終契約締結時等の報酬額」の報告を受けているが、資料中では、それぞれについて、以下のように「着手金」、「中間金」、「成功報酬」の文言を用いている。

FA契約・仲介契約締結時等の報酬額	＝ 着手金
基本合意締結時等の報酬額	＝ 中間金
最終契約締結時等の報酬額	＝ 成功報酬